

令和7年度

市民税 県民税 森林環境税

特別徴収のご案内

☐ 法人番号・個人番号(マイナンバー)の記載について	6
☐ 納入書等について	8
☐ 外国籍従業員の方への特別徴収制度の周知について	11
☐ 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書について	14
☐ 特別徴収への切替依頼書	20
☐ 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書	22
☐ 過納付となった市民税・県民税・森林環境税に関する届出書	23
☐ ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書	24
☐ 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書	26
☐ 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書	27

特別徴収に関する届出書は下記からダウンロードできます。

津市ホームページ < <https://www.info.city.tsu.mie.jp/> >

「市民のみなさまへ」

→「申請書ダウンロード」

→「政策財務部」

→【特別徴収関係】



所得税の源泉徴収義務がある給与支払者は、個人市・県民税・森林環境税の特別徴収が法律により義務付けられています。ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※1ページの「令和7年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収関係書類の送付について」を必ずご一読ください。



津 市

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

【津市 市区町村コード 24201-2】

【お問い合わせ先】

市民税課

TEL (059) 229-3130

FAX (059) 229-3331

エ ル タ ッ ク ス

地方税申告・納税に e L T A X をご利用ください。

地方税の申告・納税を地方公共団体や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから、インターネットを通じて簡単に行うことが出来るシステムです。

地方税共通納税システム

地方税共通納税システムにより複数の地方公共団体へ一括して地方税を電子納税することが出来ます。（電子納税とは、納税者がインターネット等を利用して税金を電子的に納税する仕組みです。）

エ ル タ ッ ク ス

詳しい情報については e L T A X ホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収関係書類の送付について

平素は、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和7年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収関係書類をお送りいたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

《関係書類一覧》

・ 令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）

・ 令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

※納税義務者用通知書につきましては、非課税の人には交付しておりません。

・ 納入書

昨年度に地方税納入サービスを利用して納入いただきました特別徴収義務者様などには、納入書は同封しておりません。

納入書が必要な場合は、お手数ですがご連絡いただきますようお願いいたします。

1 通知書の内容

今回お送りいたしました「令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書」の内容は、令和7年4月15日までに受け付けた給与所得者異動届出書及び特別徴収への切替依頼書等を反映しております。

2 異動者の連絡

通知書の内容をご確認いただき、退職や転勤などにより納税義務者様に相違がある場合は、18、19ページの給与所得者異動届出書を至急ご提出いただきますようお願いいたします。 なお、令和7年4月16日以降に受け付けた給与所得者異動届出書及び特別徴収への切替依頼書等については、6月12日に変更通知書を発送する予定です。

3 eLTAX（エルタックス）での特別徴収税額通知データの送信について

eLTAXをご利用の特別徴収義務者様におきましては、別途特別徴収税額通知データをご指定のメールアドレスに送信しております。

詳細は、3ページの「12 電子申告について」をご覧ください。

※津市では、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）第1項並びに津市市税条例第45条の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業所を特別徴収義務者として包括的に指定しています。

今年度の特別徴収をお願いするにあたりまして、徴収事務の進め方などについて説明いたします。

1 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

- (1) 給与支払者(事業者)が給与の支払を受ける人(従業員)の1年間に納めなければならない市民税・県民税・森林環境税額を、6月から翌年5月までの12回に分け、毎月の給与を支払う際に差し引き、その月分を翌月10日までに納入していただく制度です。
- (2) そのために、給与の支払をする際、所得税の源泉徴収をする義務のある事業者を、地方税法及び津市市税条例に基づき、「特別徴収義務者」として指定しています。
- (3) 「特別徴収義務者」に指定されますと、毎月定められた税額を従業員(納税義務者)の給与から差し引いて納期限までに納入しなければなりません。

■特別徴収の方法による納税のしくみ



2 特別徴収税額の通知書を受け取られたら

- (1) 人員などの内容を確認いただき内容に誤りがなければ、同封の「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定(変更)通知書(納税義務者用)」(以下「決定(変更)通知書(納税義務者用)」という。)を5月末までに、各従業員に開封せず交付してください。
- (2) 退職・転勤などの理由(14ページに記載の異動の理由のみ)により、事業者が市民税・県民税・森林環境税を徴収できない従業員がいる場合は、その従業員に関する「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(以下「異動届出書」という。14ページから19ページ参照)を作成し、「決定(変更)通知書(納税義務者用)」を付けて、津市市民税課へ提出してください。

3 毎月の徴収額とその納入期限

「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定(変更)通知書(特別徴収義務者用)」(以下「決定(変更)通知書(特別徴収義務者用)」という。)に基づいて各従業員から毎月徴収し、翌月10日(土日・祝日等にあたる場合は金融機関の翌営業日)までに納入してください。

4 納入の方法及び納入場所

別冊の「納入済通知書」「納入書」及び「領収証書」を使用し、つぎの金融機関等へ納入してください。(口座振替はできません。)

◎百五銀行、三十三銀行、あいち銀行、津信用金庫、桑名三重信用金庫、東海労働金庫、三重県信用農業協同組合連合会、津安芸農業協同組合、みえなか農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行・郵便局(※)以上の各店舗(順不同・金融機関名は変更される場合があります。)

※三重・愛知・岐阜・静岡県以外のゆうちょ銀行及び郵便局を利用される場合は、24ページの指定通知書をご持参の上、納入してください。

◎津市役所本庁舎及び各総合支所・各出張所

令和元年10月1日から地方税共通納税システムが稼働し、個人住民税(特別徴収分)などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税可能となりました。(すべての地方公共団体へインターネットバンキングやダイレクト納付により納税が可能となる仕組みです。)

5 年の途中で従業員(納税義務者)に異動があった場合は

- (1) 特別徴収していた従業員が年の途中で退職、休職、転勤など(14ページに記載の異動理由のみ)により、事業者より給与の支払を受けなくなったときは、綴じ込みの「異動届出書」に必要な事項を記入し、異動のあった翌月10日までに津市市民税課へ提出してください。(14ページから19ページ参照)
- (2) 津市から別途送付される納税通知書(普通徴収)で納めていた人が、入社などにより新たに特別徴収を開始する場合は、綴じ込みの「特別徴収への切替依頼書」(20、21ページ)を津市市民税課へ提出してください。これにより「決定(変更)通知書(特別徴収義務者用)」をお送りしますので、その通知書に記載された月割額を徴収し、納入してください。
※既に普通徴収の納期限が過ぎているものについては、特別徴収に変更することはできません。
- (3) 従業員が年の途中で他の市町村へ転出されても、その年度分の市民税・県民税・森林環境税は津市で課税されますので、引き続き徴収して津市に納入してください。

6 退職などによる一括徴収について

- (1) その年の6月から12月までの間に退職等により給与の支払いを受けないこととなった人 本人の申し出により、残税額を残りの給与または退職手当等から一括徴収して納入することができます。
- (2) 翌年の1月以降に退職等により給与の支払いを受けないこととなった人 本人の申し出の有無にかかわらず、その年の5月31日までに支払われる給与または退職手当等から、残税額を一括徴収してください。ただし、退職手当等の額が残税額に満たない

ときは、この限りではありません。

7 特別徴収税額に変更があった場合は

修正申告などにより当初に通知した税額が変更となるときは、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」をお送りしますので、その通知書に記載された新しい月割額によって徴収し、納入してください。(8 ページ参照)

また、税額変更等により過納付となった場合には、23 ページの届出書にて処理方法をご連絡ください。

8 事業者の名称・所在地・送付先に変更があった場合は

事業者の名称や所在地・送付先に変更があった場合は、「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」(22 ページ)を提出してください。

9 月割額が納期限までに納入されない場合は

月割額が納期限までに納入されないときは、事業主に対して督促状が發送されます。また、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000 円未満の端数があるとき、またはその金額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に年 14.6%(納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については年 7.3%)の割合(当該年の租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」といいます。))が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合とし、年 7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した金額が加算されます。

10 特別徴収税額の納期の特例について

(1)給与の支払を受ける者が常時 10 人未満で、かつ、市税に係る徴収金に滞納がない事業者は市長の承認を受けた場合、次のとおり 6 か月分をまとめて納入することができます。

ア 6 月から 11 月までの月割額分を 12 月 10 日までに納入

イ 12 月から翌年の 5 月までの月割額分を 6 月 10 日までに納入

(2)この特例を利用する場合は、綴じ込みの「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」により、申請し承認を得てください(26 ページ参照)。7 月以降に申請された場合は、途中からの承認となります。前年度から引き続きこの特例を受ける事業者は、提出不要です。

11 給与支払報告書の提出について

給与支払報告書の法定提出期限は例年 1 月末日となっております。なお、所得税の源泉徴

収と同様に原則としてすべての従業員について市民税・県民税・森林環境税を特別徴収していただく必要がありますので、パート・アルバイト等を含め特別徴収対象者として提出くださいますようお願いいたします。

12 電子申告について

e L T A X (地方税ポータルサービス)を利用して、インターネット経由で以下の書類の提出ができます。

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ・給与支払報告書(総括表) | ・特別徴収への切替依頼書 |
| ・給与支払報告書(個人別明細書) | ・特別徴収義務者所在地・名称変更届出書 |
| ・公的年金等支払報告書(総括表) | ・退職所得に係る納入申告書 |
| ・公的年金等支払報告書(個人別明細書) | ・退職所得者の源泉徴収票 |
| ・租税条約に関する届出書 | ・納期の特例に関する申請書 |
| ・納期の特例の要件を欠いた場合の届出書 | |
| ・給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 | |

e L T A Xでの特別徴収税額通知データの送信について、正本データ(電子署名あり)の送信を希望した事業所様には、e L T A Xポータルセンターから保護番号が記載されたメールが送信されます。e L T A Xポータルセンターで保護番号を入力することにより、税額通知データをダウンロードしてください。ダウンロード方法につきましては、地方税共同機構へお問い合わせください。

e L T A Xについて

e L T A Xとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを無料でインターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。e L T A Xを利用することで、申告書等の作成・提出において、1 回のデータ送信操作で複数の地方公共団体(参加団体)に提出することができます。

また、市販の税務・会計ソフトで作成した申告データも使用することができます。

詳しくは e L T A Xホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

e L T A X等による提出義務基準について

平成 30 年度の税制改正において、令和 3 年 1 月以後に提出する給与支払報告書について、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署への提出すべき枚数が 100 枚以上であるときは、e L T A Xまたは光ディスク等による提出が義務付けられました。

13 特別徴収に関するQ & A

Q. 個人住民税の「特別徴収」とは何ですか？

A. 事業主（特別徴収義務者）が従業員等（納税義務者）に対して毎月支払う給与から、個人住民税額（市民税・県民税・森林環境税）を引き去り、従業員に代わってその従業員に課税をした市に納入する制度です。

Q. すべての事業者が従業員の個人住民税を特別徴収するのですか？

A. 給与の支払いをする際に、所得税を源泉徴収して国に納入する義務がある事業主は、原則、個人住民税についても特別徴収を行っていただく必要があります。三重県では平成26年度から法定要件に該当する事業主の方に特別徴収義務者の指定を実施しましたが、次の場合については、普通徴収とすることができます。

- ・乙欄適用で他事業所で特別徴収されている
- ・給与が支給されない月がある
- ・事業専従者のみ（全従業員が事業専従者のみの場合に限る）
- ・退職者及び退職予定者（5月末までに退職予定の方）

Q. 特別徴収の事務手順はどのようなものですか？

A. 次の手順となります。

- 1 毎年1月末までに市町村へ給与支払報告書を提出してください。
- 2 市町村において個人住民税の税額を計算します。
- 3 給与支払報告書提出後、4月1日現在に在籍していない従業員等がいる場合は、4月15日（土日・祝日の場合はその翌開庁日）までにその旨を市町村長に届け出てください。
- 4 事業者に対して、従業員が1月1日現在に居住する市町村から毎年5月31日までに「特別徴収税額決定通知書」が送付されます。
- 5 特別徴収税額決定通知書には、6月から翌年5月までに徴収すべき個人住民税額（年税額及び月割税額）が記載されていますので、毎月の給与から記載された月割税額を徴収（差し引き）してください。
- 6 徴収（差し引き）した個人住民税は、翌月10日までに当該市町村（または金融機関・ゆうちょ銀行）に納入してください。

Q. 従業員から普通徴収にしてほしいと言われているのですが。

A. 法定要件に該当するすべての事業主が特別徴収義務者として指定されていますので、従業員の方が個々に徴収区分を選択することは認められていません。

Q. 他の市町村にそのようなことは言われたことがないのですが。

A. 三重県では県内全市町をあげて平成26年度からは法定要件に該当する事業主に対

し、特別徴収を実施していただくこととなりました。

なお、その市町村も申し出ていただければ、特別徴収を実施すると思いますので、詳しくはその市町村にお尋ねください。

Q. パート、アルバイト、非常勤職員であっても特別徴収しなければなりませんか？

A. 前年中に給与の支払いを受けた者であり、かつ、当年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている場合は、原則として、全ての従業員から特別徴収する必要があります。

Q. 非常勤職員等で、給与から税額を引ききれない月があるものがありますが、特別徴収しなければなりませんか？

A. 特別徴収税額の決定通知書を見ていただいて、税額を引ききれない月がある場合は、異動届を提出することによりその月から普通徴収に切り替えることができます。

Q. 特別徴収のメリットは何ですか？

A. 納税者本人が年税額を年4回で支払う「普通徴収」と比べて、「特別徴収」は12回払いとなるため、従業員の皆さまは1回あたりの納税額が少なくなるとともに、納期限を気にしなくても良いため納めやすくなります。

Q. 従業員の住民税額は計算する必要がありますか？

A. 所得税は毎月の給与から徴収額を計算しなければなりませんが、個人住民税は予め市で毎月の徴収額を決定して通知しますので、事業主は計算する必要がありません。

Q. 特別徴収事務を放棄した場合、または滞納した場合はどうなるのですか？

A. 特別徴収義務者として指定された事業主が、特別徴収事務を放棄し、滞納となった場合は、事業主に対して督促状が発送されます。なお、督促状が届いても支払いがされない場合は、事業主に対して滞納処分を行うことがあります。

Q. 3月に従業員が退職しましたが、特別徴収の手続きと退職手当等に対する市・県民税の納入はどのようにすればよいのでしょうか？

A. 従業員等が退職、転職、休職、死亡などにより、給与の支払いを受けなくなった場合には、異動のあった月の翌月10日までに異動届を提出してください。

また、退職手当等に対する市・県民税については支払い月の翌月10日までに他の従業員等の特別徴収税額の月割額に合算して、納入してください。計算方法は6ページを参考にしてください。

Q. 給与支払報告書を提出した後に、退職した従業員がいます。この従業員が津市より

送られてきた決定通知書に載っていますが、どのように手続きしたらよいですか？

- A. すでに津市に「異動届」を提出しているのに氏名が載っている場合は、提出の時期により決定・変更通知書へ反映されていない場合があります。

異動届を提出していない場合は、すみやかに提出してください。（14ページから19ページ参照）

また、令和6年度に特別徴収をしていた市町村には異動届を提出してあるが、津市には提出されていない場合（例：令和6年中に他市より津市へ転入された従業員等）は令和7年度分として津市にも必ず異動届を提出してください。

- Q. 住民税が非課税の従業員が異動した場合、異動届を提出する必要がありますか？

- A. 住民税が非課税（徴収すべき税額がゼロ）の従業員が異動した場合、特別徴収税額に影響はありませんが、その状況を把握する必要があるため、異動のあった月の翌月10日までに異動届を提出いただきますようご協力お願いいたします。その他、住民税をすでに納入済みの場合でも同様です。

- Q. 4月1日現在は在籍していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切り替えることはできますか？

- A. 対象となる従業員が事業所を通じて「特別徴収への切替依頼書」を提出していただければ、途中からでも特別徴収に切り替えることができます。

従業員の方がすでに普通徴収で課税されている場合は自宅に届いた納税通知書を事業所にてご確認いただき、納期の過ぎていない分だけ特別徴収にすることができます。納期の過ぎたものはご本人に納付書で納めていただくことになります。

- Q. 従業員の住所が変更になりましたが、何か手続きはありますか？

- A. 従業員は、原則、その年の1月1日に住民登録のある市町村で課税されますので、その後の住所に関する変更届出は不要です。12月31日までに住所が変更となった場合は翌年の給与支払報告書を提出する際、新住所の属する市町村へ提出していただくことになります。

ただし、退職して異動届を提出する際に住所が変更となる場合は、異動届の現住所欄に新しい住所を記載してください。

※住民登録がなくても実際に津市にお住いの場合は津市で課税することがあります。なお、住所の届け出は法令により義務付けられていますので、お住いのご住所または転居などについて届け出がお済みでない場合は、速やかに届け出ていただくよう、従業員の皆様にお知らせ願います。

- Q. 1月から4月末に退職した場合の個人住民税の未徴収税額は本人の希望により普通徴収に切り替えることができますか？

- A. 従業員が1月1日から4月30日までの間に退職した場合、個人住民税の未徴収税額は、当該未徴収税額が今後支払いをする給与や退職金などの金額を超える場合を除いて、金額を一括して徴収し、納入しなければなりません。ただし、退職手当等の額が残税額に満たないときはこの限りではありません。

- Q. 外国人従業員が退職（休職）しますが、どのような手続きが必要ですか？

- A. 外国人従業員の方が退職（休職）する場合も「異動届」を提出していただきますが、退職後に出国される場合が多いため、残税額については一括徴収していただくようご協力をお願い致します。

14 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収税額の計算について

退職所得に対する市民税・県民税は、退職手当等を受ける人のその退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村によって課税されます。

(1) 税額の計算方法

その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額(※)に市民税・県民税それぞれの税率を乗じて計算した金額が分離課税に係る市民税・県民税所得割額です。

※勤続年数が5年以内の法人役員等については、2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。
対象となる法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員です。
また、勤続年数が5年以内の法人役員等以外については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1を乗じる措置を適用しないで計算します。

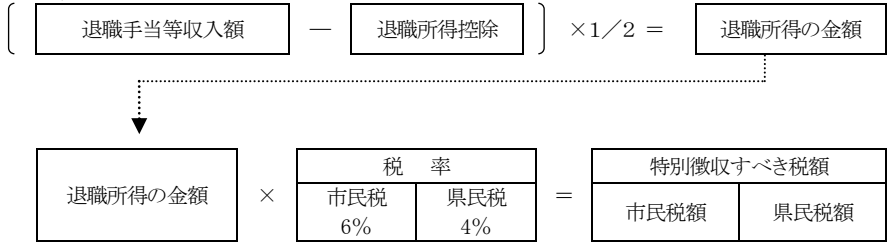
(2) 退職所得控除額の計算

ア 勤続年数が20年以下の場合 40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)

イ 勤続年数が20年を超える場合 800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※障害者になったことに直接起因して退職した場合は、上記アまたはイの金額に100万円を加算した金額となります。

(3) 特別徴収税額計算の流れ



※退職所得の金額(収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に2分の1を乗じて得た額)に、1,000円未満の端数がある場合は、1,000円未満の金額を切り捨てます。

※特別徴収すべき税額(市民税額、県民税額)に、100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の金額を切り捨てます。

(4) 税額の計算例 勤続25年で退職し、14,223,632円の退職手当等を受けた場合

ア 退職所得控除額の計算

800万円 + 70万円 × (25年 - 20年) = 1,150万円

イ 退職所得の金額

(14,223,632円 - 11,500,000円) × 1/2 = 1,361,816円
→ 1,361,000円

ウ 退職所得に係る所得割額(特別徴収する市民税・県民税)

〈課税退職所得金額〉 〈税率〉 〈所得割額〉

市民税: 1,361,000円 × 6% = 81,660円 → 81,600円

県民税: 1,361,000円 × 4% = 54,440円 → 54,400円

(5) 退職所得の特別徴収票

退職手当等の受給者が法人の取締役、監査役、理事、監事等の役員または相談役もしくは顧問である場合は、「退職所得の特別徴収票」を2部作成し、1部を退職後1カ月以内に市町村へ提出し、1部を退職手当等の受給者(従業員)に交付してください。

15 退職所得に対する市民税・県民税の特別徴収について

(1) 退職所得に対する個人の市民税・県民税については、所得税と同様に、他の所得と区別して退職手当等が支払われる際に支払者税額を計算し、退職所得等の支払金額からその税額を差し引いて、退職所得等の支払いを受ける人の、その年の1月1日現在の住所地の市町村に納入していただきます。

(2) 徴収した税額は、支払月の翌月10日までに他の特別徴収税額と併せ、「納入書」により納めてください。

(3) 「納入書」には「退職所得分」の欄へ税額を記入するとともに、「納入申告書」も必ず記入してください。(10ページ参照)

16 法人番号・個人番号(マイナンバー)の記載について

下記のとおり、様式によりマイナンバーの記載が必要です。

様式			形態	番号の記入※1
納入書	表面	特別徴収に係る月割額の納入書	法人	×
			個人事業主	×
	裏面	退職所得等の分離課税に係る納入申告書	法人	○
			個人事業主	×※2
給与所得者異動届出書(18、19ページ)			法人	○
			個人事業主	○
			従業員	○
特別徴収への切替依頼書(20、21ページ)			法人	○
			個人事業主	×
			従業員	×
特別徴収義務者所在地・名称変更届出書(22ページ)			法人	○
			個人事業主	×
特別徴収税額の納期の特例に関する申請書(26ページ)			法人	○
			個人事業主	×
特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書(27ページ)			法人	○
			個人事業主	×

※1 ○…マイナンバーの記載が必要

×…マイナンバーの記載が不要

※2 個人事業主の方は納入書裏面ではなく、別様式の個人番号欄を含む納入申告書にマイナンバー等を記載して提出して下さい。(10ページ参照) また、個人事業主の方はマイナンバーを記載して書類を提出する時に、番号確認書類と身元確認書類の添付が必要となります。(7ページ参照)

17 個人事業主の番号確認・身元確認書類について

個人事業主の方はマイナンバーを記載して書類を提出する時に、以下の番号確認書類と身元確認書類の添付が必要となります。

《個人事業主本人による手続きの場合》

番号確認	身元確認
マイナンバーカード（裏面）	マイナンバーカード（表面）
【以下から1点】 ・通知カード ・マイナンバーが記載された住民票の写しや住民票記載事項証明書	【官公署発行の顔写真付身分証明書（以下から1点）】 運転免許証／パスポート（別途、住所がわかるものも必要）／住民基本台帳カード（顔写真付）／身体障害者手帳／国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書（顔写真付）
	【官公署発行の顔写真無身分証明書（以下から2点）】（*） 資格確認書／健康保険証（民間）／住民基本台帳カード（顔写真無）／年金証書／年金手帳／介護保険被保険証／精神障害者保健福祉手帳（顔写真無）／氏名その他本人を特定できる記載のあるもので、かつ、これらの書類と同等と認められるもの
	【身分証明書（以下から1点＋上記（*）から1点】 学生証（顔写真付）／法人（国又は地方公共団体の機関除く）の発行する身分証明書（顔写真付）、ほか氏名その他本人を特定できる記載があるもので、かつ、これらの書類と同等と認められるもの

《eLTAXによる手続きの場合（本人・代理人共通）》

本人の番号確認	本人又は代理人の身元確認	代理権の確認
添付書類不要	有効期限内の電子証明書の付与	

《代理人による手続きの場合》

番号確認	身元確認	代理権の確認
マイナンバーカード（裏面）	マイナンバーカード（表面）	【以下から1点】 ・委任状（原本）（任意代理人の場合） ・税務代理権限証書 ・本人しか持ち得ない書類（マイナンバーカード／通知カード／保険証等）
【以下から1点】 ・通知カード ・マイナンバーが記載された住民票の写しや住民票記載事項証明書	【官公署発行の顔写真付身分証明書（以下から1点）】 運転免許証／パスポート（別途、住所がわかるものも必要）／住民基本台帳カード（顔写真付）／身体障害者手帳／国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書（顔写真付）	
	【官公署発行の顔写真無身分証明書（以下から2点）】（*） 資格確認書／健康保険証（民間）／住民基本台帳カード（顔写真無）／年金証書／年金手帳／介護保険被保険証／精神障害者保健福祉手帳（顔写真無）／氏名その他本人を特定できる記載のあるもので、かつ、これらの書類と同等と認められるもの	
	【身分証明書（以下から1点＋上記（*）から1点】 学生証（顔写真付）／法人（国又は地方公共団体の機関除く）の発行する身分証明書（顔写真付）、ほか氏名その他本人を特定できる記載があるもので、かつ、これらの書類と同等と認められるもの	

納入書等について

- ◆納入書等は別綴になっています。自動読取装置により処理しますので、記入例に従って記入のうえ納入してください。
- ◆納入書等は月別になっています。書損じたり、汚損したときは、予備用紙(綴の最後の2枚)に該当月・納期限を記入のうえ使用してください。… 9ページ(3)参照
- ◆税額の変更などにより、納入金額に変更があった場合でも、変更後の金額を記載した納入書は送付いたしません。
各月ごとに金額を確認し、必要に応じて金額を訂正してください。… 9ページ(2)参照

＜納入書等記入例＞

(1)納入金額が納入書の「納入金額(1)」欄と同じ場合

納入書には何も記入せず、そのまま納めてください。

三重県津市		市民税 県民税 森林環境税		領収証書 (公)	
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
2 4 2 0 1 2	00860-9-960211	津市	2 4 2 0 1 2	00860-9-960211	津市
令和7年6月分		指定番号	納入金額(1)		
		0 0 0 9 0 0 0 0 2	1,500,000 円		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分(一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円		
		退 職 所得分			
		延滞金			
納期限 令和7年7月10日		納入金額(2)			
		合計額			
(特別徴収義務者)		領収日付印		(津)	
住所又は所在地 514-8611 津市西丸之内23-1					
氏名又は名称 株式会社 津市工業 様					
上記のとおり領収しました。(納入者保管)					

三重県津市		市民税 県民税 森林環境税		納入書 (公)	
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
2 4 2 0 1 2	00860-9-960211	津市	2 4 2 0 1 2	00860-9-960211	津市
令和7年6月分		指定番号	納入金額(1)		
		0 0 0 9 0 0 0 0 2	1,500,000 円		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分(一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円		
		退 職 所得分			
		延滞金			
納期限 令和7年7月10日		納入金額(2)			
※日計		合計額			
※は郵便局において使用する欄です。					
(特別徴収義務者)		領収日付印		(津)	
住所又は所在地 514-8611 津市西丸之内23-1					
氏名又は名称 株式会社 津市工業					
上記のとおり納入します。(金融機関保管)					

三重県津市		市民税 県民税 森林環境税		納入済通知書 (公)	
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
2 4 2 0 1 2	00860-9-960211	津市	2 4 2 0 1 2	00860-9-960211	津市
令和7年6月分		指定番号	納入金額(1)		
		0 0 0 9 0 0 0 0 2	1,500,000 円		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分(一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円		
		退 職 所得分			
		延滞金			
納期限 令和7年7月10日		納入金額(2)			
※日計		合計額			
※は郵便局において使用する欄です。					
(特別徴収義務者)		領収日付印		(津)	
住所又は所在地 514-8611 津市西丸之内23-1					
氏名又は名称 株式会社 津市工業 納					
上記のとおり通知します。(受付店→百五銀行津市役所出張所→津市)(津市保管)(公)					

(2)納入金額が納入書の「納入金額(1)」欄と異なる場合(給与分のみの場合)

「納入金額(1)」欄を横線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄と「合計額」欄に納入する税額を記入してください。

横線で抹消 ※訂正印不要

三重県津市 領収証書 (公)			三重県津市 納入書 (公)			三重県津市 納入済通知書 (公)		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
2 4 2 0 1 2	00860-9-960211	津市	2 4 2 0 1 2	00860-9-960211	津市	2 4 2 0 1 2	00860-9-960211	津市
令和7年6月分			令和7年6月分			令和7年6月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。			納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。			納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納金			納金			納金		
給与分(一括徴収分を含む)			給与分(一括徴収分を含む)			給与分(一括徴収分を含む)		
退職所得分			退職所得分			退職所得分		
延滞金			延滞金			延滞金		
納期限 令和7年7月10日			納期限 令和7年7月10日			納期限 令和7年7月10日		
(2) 合計額			(2) 合計額			(2) 合計額		
(特別徴収義務者)			(特別徴収義務者)			(特別徴収義務者)		
住所又は〒 514-8611 津市西丸之内23-1			住所又は〒 514-8611 津市西丸之内23-1			住所又は〒 514-8611 津市西丸之内23-1		
所在地			所在地			所在地		
氏名又は名称 株式会社 津市工業 様			氏名又は名称 株式会社 津市工業			氏名又は名称 株式会社 津市工業 納		
上記のとおり領収しました。(納入者保管)			上記のとおり納入します。(金融機関保管)			上記のとおり通知します。(受付店→百五銀行津市役所出張所→津市)(津市保管)		

(3)予備の納入書を使用する場合

該当年月、納期限、「納入金額(2)」欄の所定の欄及び「合計額」欄へ記入してください。また「特別徴収義務者」欄に記入がない場合は記入してください。

三重県津市 領収証書 (公)			三重県津市 納入書 (公)			三重県津市 納入済通知書 (公)		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
2 4 2 0 1 2	00860-9-960211	津市	2 4 2 0 1 2	00860-9-960211	津市	2 4 2 0 1 2	00860-9-960211	津市
令和7年8月分			令和7年8月分			令和7年8月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。			納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。			納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納金			納金			納金		
給与分(一括徴収分を含む)			給与分(一括徴収分を含む)			給与分(一括徴収分を含む)		
退職所得分			退職所得分			退職所得分		
延滞金			延滞金			延滞金		
納期限 令和7年9月10日			納期限 令和7年9月10日			納期限 令和7年9月10日		
(2) 合計額			(2) 合計額			(2) 合計額		
(特別徴収義務者)			(特別徴収義務者)			(特別徴収義務者)		
住所又は〒 514-8611 津市西丸之内23-1			住所又は〒 514-8611 津市西丸之内23-1			住所又は〒 514-8611 津市西丸之内23-1		
所在地			所在地			所在地		
氏名又は名称 株式会社 津市工業 様			氏名又は名称 株式会社 津市工業			氏名又は名称 株式会社 津市工業 納		
上記のとおり領収しました。(納入者保管)			上記のとおり納入します。(金融機関保管)			上記のとおり通知します。(受付店→百五銀行津市役所出張所→津市)(津市保管)		

(4)納入金額が納入書の「納入金額(1)」欄と異なる場合(退職所得分を含む場合)

「納入金額(1)」欄を横線で抹消し、「給与分」欄には、給与所得に係る納入金額を、「退職所得分」欄には、退職所得に係る納入金額を記入し、「合計額」欄にそれらの合計額を記入してください。

なお、退職所得分のみ納入する場合には、予備の納入書を使用してください。

横線で抹消 ※訂正印不要

三重県津市		市民税 県民税 森林環境税		領収証書 (公)						
市区町村コード	口座番号	加入者名	指定番号	納入金額						
2 4 2 0 1 2	00860-9-960211	津 市	0 0 0 9 0 0 0 0 2	1,500,000	円					
令和7年6月分										
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。										
納	給与分 (一括徴収 分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入	退 職 所得分									
金	延滞金									
額	(2)									
	合計額									
納期限 令和7年7月10日										
(特別徴収義務者)										
住所又は 〒 514-8611 津市西丸之内 2 3 - 1										
氏名又は 株式会社 津市工業 様										
名 称										
上記のとおり領収しました。(納入者保管)										

三重県津市		市民税 県民税 森林環境税		納入書 (公)						
市区町村コード	口座番号	加入者名	指定番号	納入金額						
2 4 2 0 1 2	00860-9-960211	津 市	0 0 0 9 0 0 0 0 2	1,500,000	円					
令和7年6月分										
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。										
納	給与分 (一括徴収 分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入	退 職 所得分									
金	延滞金									
額	(2)									
	合計額									
納期限 令和7年7月10日										
(特別徴収義務者)										
住所又は 〒 514-8611 津市西丸之内 2 3 - 1										
氏名又は 株式会社 津市工業										
名 称										
上記のとおり納入します。(金融機関保管)										

三重県津市		市民税 県民税 森林環境税		納入済通知書 (公)						
市区町村コード	口座番号	加入者名	指定番号	納入金額(1)						
2 4 2 0 1 2	00860-9-960211	津 市	0 0 0 9 0 0 0 0 2	1,500,000	円					
令和7年6月分										
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。										
納	給与分 (一括徴収 分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入	退 職 所得分									
金	延滞金									
額	(2)									
	合計額									
納期限 令和7年7月10日										
(特別徴収義務者)										
住所又は 〒 514-8611 津市西丸之内 2 3 - 1										
氏名又は 株式会社 津市工業 納										
名 称										
上記のとおり通知します。(受付店→百五銀行津市役所出張所→津市)(津市保管)										

記入箇所

※退職所得に係る納入金額がある場合は、納入申告書を提出してください。

納入書等裏面の納入申告書 記入例

市民税 県民税		納入 申 告 書							
(宛先) 津市長									
令和7年 6月 30日提出									
〔例〕勤続年数 22年		令和7年 6月分	人 員 1 人						
退職手当 1,200万円の場合									
退 職 手 当 等 支 払 金 額	十 億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴収税額	市 民 税								
	県 民 税								
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。									
住所又は 〒 514-8611 津市西丸之内 2 3 - 1	(受付印)								
所在地									
氏名又は 株式会社 津市工業									
名 称									
法人番号 55555555555555									

記入箇所

特別徴収義務者が法人の場合

納入書等の裏面にある納入申告書に記入して提出してください。平成28年1月より、「法人番号」を記載することになっています。特別徴収義務者の「氏名又は名称」欄の下部に「法人番号」を記載してください。

特別徴収義務者が個人事業主の場合

特別徴収義務者が個人事業主の場合は納入書等の裏面の納入申告書には何も記載せず、表面のみ記載して金融機関へ提出及び納入してください。また、別様式の個人番号欄を含む納入申告書に必要事項を記載し、「個人番号カードの写し(両面)」もしくは、「通知カードの写しと運転免許証等の写し」等を添付して郵送等により津市へ提出してください。別様式が必要な方は、津市ホームページよりダウンロードしてください。

外国籍従業員の方への特別徴収制度の周知について

外国籍従業員の方へ特別徴収制度の周知のために、「令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書」について、4ヶ国語訳（英語、ポルトガル語、中国語、スペイン語）を添付いたします。必要に応じてコピーしてご使用ください。

☆外国籍従業員の方が退職（休職）後に出国を予定している場合、納付手続き等が困難となるため、未徴収税額について一括徴収していただくようご協力をお願いします。

12、13 ページの日本語訳

令和7年度（2025年）市民税・県民税・森林環境税（住民税）特別徴収のお知らせ

★あなたの令和7年度の住民税が決定しましたのでお知らせします。

★令和7年度の住民税は特別徴収により納入いただきます。特別徴収とは、事業主が従業員等に対して毎月支払う給与から住民税を引き去り、従業員に代わってその従業員に課税をした市に納入する制度です。

★退職して帰国する場合は、普通徴収（個人の納付）に切り替わりますので、納税管理人を選定する必要があります。

〈住民税〉

住民税とは、あなたの前年の所得に応じて算定された税金を1月1日現在住んでいる都道府県や市区町村に納める税金です。

キリトリ線

年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書

納税義務者（従業員）用 親展

問い合わせ番号

令和7年度（2025年）給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書

あなたの1年間の 市民税・県民税・森林環境税の金額です

6月から翌年5月まで、毎月の給与から引き去る金額です

津市 政策財務部 市民税課

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

電話 (059) 229-3130

津市役所 市民税課

TEL 059-229-3130

問い合わせ先

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

所得区分	所得金額	市民税	県民税	森林環境税	特別徴収税額
給与所得					
退職所得					
雑所得					
合計					

税目	金額
市民税	
県民税	
森林環境税	
特別徴収税額	

月	徴収額
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	
4月	
5月	

Information about tax collection for the residence tax in 2025 fiscal year

★We will inform you that your 2025 residence tax has been decided.

★2025 residence tax will be paid by “Tokubetsu Chosyu” (indirect payment). “Tokubetsu Chosyu” is a system in which your employer withdraws your residence tax directly from your salary and pays it to City Hall instead of you paying it yourself every month.

★If you quit your job and decide to go back to your country, the method of tax payment will be changed to “Futsuu Chosyu” (direct payment). You also need to choose a person in Japan to be responsible for taking care of finishing your tax payment. (called “Nozei Kanri nin”)

〈Resident tax〉

The resident tax is calculated based on the previous year's income and you are supposed to pay it to the city or town that you live in as of January 1st.

[illegible]

ポルトガル語

Aviso sobre Arrecadação Especial do imposto Provincial, Municipal, Florestal e de meio Ambiente (residencial) do ano 2025

☆ Informo que foi determinado o seu imposto residencial do ano fiscal 7.

★ O imposto residencial do ano fiscal 7 será cobrado através de Arrecadação Especial. A Arrecadação especial (Tokubetsu Choushuu) é um sistema de cobrança de imposto em que o empregador baseado na notificação do imposto residencial, faz o recolhimento descontando da folha de pagamento do funcionário e repassa ao órgão público.

☆ Caso pare de trabalhar para voltar ao exterior, o método de pagamento será alterado para arrecadação comum (Futsu Choushuu), onde será necessário escolher uma pessoa do japão que se encarregue de saudar o restante do seu imposto.

「Imposto residencial」

O imposto residencial é calculado em base da renda do ano anterior na cidade onde estava registrado no dia 1º de janeiro.

[illegible]

★您 2025 的应缴居民税已决定，谨通知如下。

★2025 年居民税通过特别征收方式缴纳。特别征收是企业从每月应付员工等工资中扣除居民税部分、并代员工向市缴纳的制度。

★如您已离职回国，将切换为普通征收（个人缴纳），需要选定纳税管理人。

〈居民税〉

居民税指的是根据您上年所得计算出税金并在1月1日向现住址所在的都道府县及市区町村缴纳的税金。

[illegible]

**AVISO SOBRE RECAUDACIÓN ESPECIAL DEL IMPUESTO MUNICIPAL / PROVINCIAL /
AMBIENTAL FORESTAL (RESIDENCIAL) DEL AÑO 2025**

★Comunicamos sobre el impuesto residencial definido para el año 2025.

★El impuesto residencial del año 2025 se recaudará en forma especial. La recaudación especial es un sistema en que el empleador cobra el impuesto residencial del sueldo que paga mensualmente al empleado, y lo entrega a la ciudad en lugar del empleado.

★Para los que se retiran del trabajo y regresan a su país, la forma de recaudación será de la forma normal (pago individual), y por lo tanto, debe nombrar un representante fiscal.

<Impuesto Residencial>

El impuesto residencial es un impuesto que se debe aportar al municipio donde vive al presente 1º de enero, calculado con base a la renta del año anterior.

キリトリ線

年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書

納税義務者(従業員)用

お問い合わせ番号

〒 番 号

宛 名 番 号

Notificación de la recaudación especial con el valor definido del impuesto municipal / provincial / ambiental forestal referente a la renta del año 2025

親展

所 給与と収入	
給与所得、所得金額調整控除④	
その他の所得計	
総所得金額①	

雑 損	
医療費	
社会保険料	
業共済	
入院料	
入院料	

Valor anual de impuesto municipal / provincial / ambiental forestal

主たる給与以外の合算所得区分	
労務提供等	労働時間
有償労働	無償労働
正社員	パートタイム
専従者	家族成員
その他	その他

障・寡・ひ・動	
配偶者	
配偶者特別扶養	
基礎	

納付額

市 民 税	
国民年金前所得割額④	
税額控除額⑤	
所得割額⑥	
均等割額⑦	
県 民 税	
国民年金前所得割額④	
税額控除額⑤	
所得割額⑥	
均等割額⑦	
森林環境税額⑧	
特別徴収税額⑨	
繰上不足額⑩	
繰下生保差込増付額⑪	
既 納 付 額⑫	
延引割付金⑬(Ⅱ-Ⅲ、Ⅳ)	
変 更 前 税 額⑭	
増 減 額⑯(-は-)⑰	

(注1) 毎欄横について、右記欄の数字が記載されている場合は、左記欄に記載する。また、内局より送達された通知書の「納付期限」欄に記載されている月(年)までの納付期間を記入してください。

特別徴収義務者名

標準 上場株式等の配当等先物取引

(摘要)

津市 政策財務部 市民税課
〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号
電話 (059) 229-3130

Municipalidad de Tsu - Sección de Impuesto Municipal
Tel:059-229-3130

(印1) 毎欄横について、右記欄の数字が記載されている場合は、左記欄に記載する。また、内局より送達された通知書の「納付期限」欄に記載されている月(年)までの納付期間を記入してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書について

1、この届出書は、次の区分により記入のうえ提出してください。

○ 給与支払報告に係る異動の届出

この届出書は、事業所から給与支払報告書を提出された人が、4月1日現在で退職や転勤などにより給与の支払いを受けなくなった場合に、4月15日（土日・祝日の場合はその翌開庁日）までに提出してください。

○ 特別徴収に係る異動の届出

この届出書は、事業所で特別徴収されている人が退職や転勤などにより給与の支払いを受けなくなった場合に、その翌月10日までに提出してください。

2、記入にあたっての注意事項など

(1) 異動の理由が下記のいずれかに該当する場合でないと普通徴収に切り替えることはできませんのでご注意ください。

- ・退職
- ・休職
- ・長期欠勤
- ・死亡
- ・乙欄適用で他事業所で特別徴収されている
- ・支払少額又は不定期（給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある）
- ・事業専従者のみである（全従業員が事業専従者のみの場合に限る）

(2) この異動届出書を提出していただけないと、納入された金額と市の台帳の金額とが一致せず、滞納として処理したり、督促状を発送したりすることになり、各事業所や納税者の方々に大変ご迷惑をお掛けすることになります。異動が発生した場合には速やかに提出してください。

(3) 15ページから17ページまでの記載例を参考に、もれのないように記入してください。

(4) 異動届出書などが不足する場合は、コピーをしていただくか、津市ホームページの「申請書ダウンロード」より印刷をしてください。

津市ホームページ < <https://www.info.city.tsu.mie.jp/> >

「市民のみなさまへ」→「申請書ダウンロード」→「政策財務部」→「特別徴収関係」

- 1 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- 2 特別徴収への切替依頼書
- 3 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書
- 4 過納付となった市民税・県民税・森林環境税に関する届出書
- 5 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書
- 6 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書
- 7 退職所得等の分離課税に係る所得割の納入申告書（法人）
- 8 退職所得等の分離課税に係る所得割の納入申告書（個人事業主）
- 9 特別徴収税額通知受取方法変更届出書

<給与所得者異動届出書記入例>

(1)退職で残額を一括して給与等から差し引く場合

退職後、残りの税額を一括で徴収・納入する場合の記入例

受付印		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書										年 度		1 右から 番号を 記入		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度							
(宛先) 津 市 長 令和 7 年 9 月 1 日提出		給与支払者 (義 務 者)		所 在 地		〒514-8611 津市西丸之内23番1号										特別徴収義務者 指 定 番 号		123456789							
				フリガナ		カブシキガイシャ アノツコウギョウ										宛 名 番 号		3							
				氏名又は名称		株式会社 あのつ工業										担連 当 緒		所 属		総務課					
				個人番号 (マイナンバー) 又は法人番号		9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		者 先		氏 名		津市 一郎											
														電 話		059-229-3130 内線 (6220)									
給 与 所 得 者	フリガナ		シロカワ イチコ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額 (納付済額)		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		
	氏 名		白川 一子																						
	生年月日		元号 3 ー 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 33 年 3 月 3 日																						
	個人番号 (マイナンバー)		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																						
	受給者番号		TSU001										6 月分から		9 月分から		R 7 年		1		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c		2 1. 特別徴収継続 ⇒①を記入 2. 一括徴収 ⇒②を記入 3. 普通徴収(本人納付) ⇒③を記入		
	1月1日 現在の住所		津市西丸之内23番1号										8 月分まで		5 月分まで		8 月		右から 番号を 記入		右から 番号を 記入				
異動後の 住 所		東京都千代田区平河原町2-4-1-11										166,700 円		42,500 円		124,200 円		31 日							
① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)																									
新 特 別 徴 収 義 務 者 (勤 務 先)	特別徴収義務者 指 定 番 号		(新規) 法 人 番 号										1月1日～4月末の間に退職 の場合、原則として一括徴収 が義務付けられています												
	所 在 地												円を												
	フリガナ												限分) から												
	氏名又は名												です。												
														受 給 者 番 号											
														納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要							
② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)																									
理 由	1 右から 番号を 記入		1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日		徴収予定額 (上記 (ウ) と同額)		左記の一括徴収した税額は、								
			2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため														9 月分 (翌月10日納入期限分) で								
			【注】 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。										9 月 8 日		124,200 円		納入します。								
③ 普通徴収 (本人納付) の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)																									
理 由	右から 番号を 記入		1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため										※市 町記 入欄												
			2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため																						
			3. 死亡による退職であるため 【注】 1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。																						

※ a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。 ※ b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
※ c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

異

三重県内全市町共通様式

正 三 重 県 内 提 出 他 市 町 市 町 提 出 する 場 合 も ご 使 用 いた だ け ます 。 宛 先 を 訂

(2)退職で残額を一括して給与等から差し引かない場合

退職後、普通徴収(本人が納付書で納付)にする場合の記入例

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

年度

1

右から
番号を
記入

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

受付印

(宛先)

津市長

令和 7 年 12 月 1 日提出

給与支払者

特別徴収義務者

所在地

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

フリガナ

カブシキガイシャ アノツコウギョウ

氏名又は名称

株式会社 あのつ工業

個人番号 (マイナンバー) 又は法人番号

9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者
指 定 番 号

123456789

宛 名 番 号

6

担連
当 絡
者 先

所 属

総務課

氏 名

津市 一郎

電 話

059-229-3130 内線 (6220)

給
与
所
得
者

フリガナ

ツダ コウタロウ

氏 名

津田 江太郎

生年月日

元号 3 ー 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 21 年 1 月 1 日

個人番号 (マイナンバー)

2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

受給者番号

TSU002

1月1日
現在の住所

津市西丸之内23番3号

異動後の
住 所

同上

(ア)
特別徴収税額
(年税額)

108,100 円

(イ)
徴収済額
(納付済額)

54,100 円

(ウ)
未徴収税額
(ア) - (イ)

54,000 円

異 動 日

R 7 年 11 月 30 日

異 動 の 事 由

1 1. 退職
2. 転勤
3. 休職
4. 長期欠勤
5. 死亡
6. 乙欄適用※a
7. 支払少額・不定期※b
8. 事業専従者のみ※c

異 動 後 の 未 徴 収
税 額 の 徴 収 方 法

3 1. 特別徴収継続
⇒①を記入
2. 一括徴収
⇒②を記入
3. 普通徴収(本人納付)
⇒③を記入

① 特別徴収継続の場合 (11月末で退職した給与所得者の徴収方法を、12月分から普通徴収に変更する場合の記入例)

(ア)特別徴収(年税額) 108,100円(6月分から翌年5月分)
(イ)徴収済額 54,100円(6月分から11月分)
(ウ)未徴収税額 54,000円(12月分から翌年5月分)
↑ 普通徴収分

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否 (新規の場合のみ記載)

右から
番号を
記入

1. 必要 2. 不要

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

理由

右から
番号を
記入

1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
【注】 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。

徴収予定月日

徴収予定額 (上記(ウ)と同額)

月 日 円

左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。

③ 普通徴収 (本人納付) の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)

理由

右から
番号を
記入

1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため
【注】 1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。

※市町記入欄

異

三重県内全市町共通様式

し三重県提出の他の市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正

※ a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。 ※ b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引きされない月がある場合。

※ c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

(3) 転勤・転職などで特別徴収を継続する場合

転勤先で引き続き特別徴収を継続する場合の記入例

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

年度

1

右から
番号を
記入

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

受付印

(宛先)

津市長

令和7年10月2日提出

給与支払者

特別徴収義務者

所在地

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

フリガナ

カブシキガイシャ アノツコウギョウ

氏名又は名称

株式会社 あのつ工業

個人番号 (マイナンバー)
又は法人番号

9999999999999999

←個人番号の記載に当たっては、
左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者
指 定 番 号

123456789

宛 名 番 号

9

担 連
当 絡
者 先

所 属

総務課

氏 名

津市 一郎

電 話

059-229-3130 内線 (6220)

給 与 所 得 者

フリガナ

ツシ ヨシコ

氏 名

津市 美子

生年月日

元号3 1 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 30 年 7 月 7 日

個人番号
(マイナンバー)

3333333333333333

受給者番号

TSU003

1月1日
現在の住所

津市西丸之内23番5号

異動後の
住 所

同上

(ア)
特別徴収税額
(年税額)

241,000 円

(イ)
徴収済額
(納付済額)

81,000 円

(ウ)
未徴収税額
(ア) - (イ)

160,000 円

異 動 日

R 7 年 9 月 30 日

異 動 の 事 由

2

1. 退職
2. 転勤
3. 休職
4. 長期欠勤
5. 死亡
6. 乙欄適用※a
7. 支払少額・不定期※b
8. 事業専従者のみ※c

異 動 後 の 未 徴 収
税 額 の 徴 収 方 法

1

1. 特別徴収継続
⇒①を記入
2. 一括徴収
⇒②を記入
3. 普通徴収(本人納付)
⇒③を記入

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)

特別徴収義務者
指 定 番 号

987654321

新規

法 人 番 号

8888888888888888

所 在 地

〒514-0073 津市殿村5番地

フリガナ

ツシカンコウ ユウゲンガイシャ

氏名又は名称

津市観光 有限会社

担 当 者 連 絡 先

所 属

人事課

氏 名

三重 次郎

電 話

059-229-0000 内線 (1111)

新しい勤務先へは、月割額 20,000 円を
10 月分 (翌月10日納入期限分) から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受 給 者 番 号

ABC001

納入書の要否
(新規の場合のみ記載)

1. 必要 2. 不要

② 一括徴収の場合

理由

1. 異動
2. 異動
【注】 1. 一括徴収

特別徴収継続の場合、新しい勤務先での特別徴収開始月や
担当者名等を聞きとっていただき、前特別徴収義務者様にて
ご記入ください

徴収予定月日

徴収予定額
(上記 (ウ) と同額)

月 日 円

左記の一括徴収した税額は、
月分 (翌月10日納入期限分) で
納入します。

③ 普通徴収 (本人納付) の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)

理由

1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため
3. 死亡による退職であるため

【注】 1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別
徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。

※市町記入欄

異

三重県内全市町共通様式

し三重県
提出の
他の市
市町に
名を記
載する
場合も
ご使用
いただ
けます。
宛先を
訂正

※ a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。 ※ b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引きされない月がある場合。

※ c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

給与支払報告 特別徴収										に係る給与所得者異動届出書										年 度		右から 番号を 記入 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度									
受付印 (宛先) 津市長 令和 年 月 日提出										給与 支払者		特別 徴収者		所 在 地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号					
														フリガナ												宛 名 番 号					
										氏名又は名称		個人番号 (マイナンバー) 又は法人番号										個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		担連 当 絡 者 先		所 属					
																										氏 名					
給 与 所 得 者		フリガナ								(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額 (納付済額)		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法											
		氏 名																													
		生年月日		元号	←	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成		年	月													日									
		個人番号 (マイナンバー)																													
		受給者番号																													
		1月1日 現在の住所																													
異動後の 住 所								円		円		円		R 年 月 日		右から 番号を 記入 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c		右から 番号を 記入 1. 特別徴収継続 ⇒①を記入 2. 一括徴収 ⇒②を記入 3. 普通徴収(本人納付) ⇒③を記入													
① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)										新しい勤務先へは、月割額_____円を _____月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。																					
新 特 別 徴 収 義 務 者 (先 勤 務 先)		特別徴収義務者 指 定 番 号		新規 法 人 番 号										担 当 者 連 絡 先		所 属												受 給 者 番 号			
		所 在 地		〒												氏 名												納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	
		フリガナ														電 話		内線 ()													
		氏名又は名称																													
② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)										左記の一括徴収した税額は、 _____月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。																					
理 由		右から 番号を 記入 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一 括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。		徴収予定月日		徴収予定額 (上記 (ウ) と同額)		月 日		円																					
③ 普通徴収 (本人納付) の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)										※市町記入欄																					
理 由		右から 番号を 記入 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため 【注】 1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別 徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。																													

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。 ※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

異

三
重
県
内
全
市
町
共
通
様
式

三
重
県
提
内
出
の
先
の
他
の
市
町
に
名
を
記
出
す
場
合
も
ご
使
用
い
た
だ
け
ま
す
。
宛
先
を
訂
正

記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町長に対する届出書は、その市町長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号（マイナンバー）又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号（マイナンバー）」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「①特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「②一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 地方税法第321条の5第2項の規定により1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。）
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「③普通徴収(本人納付)の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、原則一括徴収しなければなりません。）
- 10 「①特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 11 「①特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 12 「②一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 13 ※市町記入欄は、記載しないでください。

記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町長に対する届出書は、その市町長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号（マイナンバー）又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号（マイナンバー）」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「①特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「②一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 地方税法第321条の5第2項の規定により1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。）
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「③普通徴収(本人納付)の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、原則一括徴収しなければなりません。）
- 10 「①特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 11 「①特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 12 「②一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 13 ※市町記入欄は、記載しないでください。

特別徴収への切替依頼書

替

年 月 日 (宛先) 津市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	名称 (氏 名)	フリガナ										特別徴収義務者指定番号		
													新規		
		所在地 (住 所)	〒										担当者	係	
		法人番号													
													電話		

新規の場合は○をつけてください

給与所得者	フリガナ		必ず記入してください	
	氏 名		普通徴収 (個人納付) 第 期分以降を ➡ 特別徴収 (給与天引) 月分から切替 (翌月10日納期)	
	生 年 月 日	昭・平 年 月 日		
	受給者番号			
	1月1日現在の住所		新規事業所で納入書不要の場合は○をつけてください ➡ 	
現 住 所		備考		

三重県内の他市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正し、提出先の市町名を記載してください。

ご注意

二重納付等を防ぐため、普通徴収での納付状況は必ず本人に確認のうえ、ご記入ください。

なお、この書類を提出する以前に納期限が到来している普通徴収分については、特別徴収に切り替えることはできません。

※受給者番号の記載に関しては裏面を確認のうえ、ご記入ください。

市町記入欄

個人住民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）の電子での受け取りを希望される場合は、受給者番号は必須項目となります。ただし、次の文字や文字列は使用できないため、ご注意ください。

項番	文字、文字列	説明	項番	文字、文字列	説明
1	,	カンマ	16	_	アンダーバー
2	@	アットマーク	17	<	不等号小なり
3	¥(\)	円記号、バックスラッシュ	18	>	不等号大なり
4	/	スラッシュ	19	[	左角括弧
5	:	コロン	20	]	右角括弧
6	*	アスタリスク	21	{	左中括弧
7	?	クエスションマーク、疑問符	22	}	右中括弧
8	”	ダブルクォーテーション	23	(先頭が).	先頭1文字目が半角ドット
9	'	シングルクォーテーション	24	AUX	
10		バーティカルバー	25	COM0～COM9	{COM}&0から9の連番
11	#	シャープ	26	CON	
12	%	パーセント	27	LPT0～LPT9	{LPT}&0から9の連番
13	^	カレット	28	NUL	
14	`	アクサングラーブ/バックティック	29	PRN	
15	~	チルダ			

※文字列は英大文字、英小文字を問わず、エラーとする。
(例) aux、Com0等

※英字については同一字母の大文字、小文字を同一の文字として扱う。
(例) 項番25「AUX」の場合、「Aux」のみは使用不可。「AUX123」は使用可。
項番26「COM0～COM9」の場合、「com1」のみは使用不可。「COM123」は使用可。

特別徴収への切替依頼書

替

年 月 日 (宛先) 津市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	名称 (氏 名)	フリガナ										特別徴収義務者指定番号		
													新規		
		所在地 (住 所)	〒										担当者	係	
		法人番号													
												電話			

新規の場合は○をつけてください

給与所得者	フリガナ		必ず記入してください	
	氏 名			
	生 年 月 日	昭・平 年 月 日	普通徴収（個人納付） 第 期分以降を	
	受給者番号		特別徴収（給与天引） 月分から切替 （翌月10日納期）	
	1月1日現在の住所		新規事業所で納入書不要の場合は○をつけてください ➡ 	
現住所		備考		

三重県内の他市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正し、提出先の市町名を記載してください。

ご注意

二重納付等を防ぐため、普通徴収での納付状況は必ず本人に確認のうえ、ご記入ください。

なお、この書類を提出する以前に納期限が到来している普通徴収分については、特別徴収に切り替えることはできません。

※受給者番号の記載に関しては裏面を確認のうえ、ご記入ください。

市町記入欄

個人住民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）の電子での受け取りを希望される場合は、受給者番号は必須項目となります。ただし、次の文字や文字列は使用できないため、ご注意ください。

項番	文字、文字列	説明	項番	文字、文字列	説明
1	,	カンマ	16	_	アンダーバー
2	@	アットマーク	17	<	不等号小なり
3	¥(\)	円記号、バックスラッシュ	18	>	不等号大なり
4	/	スラッシュ	19	[	左角括弧
5	:	コロン	20	]	右角括弧
6	*	アスタリスク	21	{	左中括弧
7	?	クエスションマーク、疑問符	22	}	右中括弧
8	”	ダブルクォーテーション	23	(先頭が).	先頭1文字目が半角ドット
9	'	シングルクォーテーション	24	AUX	
10		バーティカルバー	25	COM0～COM9	{COM}&0から9の連番
11	#	シャープ	26	CON	
12	%	パーセント	27	LPT0～LPT9	{LPT}&0から9の連番
13	^	カレット	28	NUL	
14	`	アクセントグラーブ/バックティック	29	PRN	
15	~	チルダ			

※文字列は英大文字、英小文字を問わず、エラーとする。
(例) aux、Com0等

※英字については同一字母の大文字、小文字を同一の文字として扱う。
(例) 項番25「AUX」の場合、「Aux」のみは使用不可。「AUX123」は使用可。
項番26「COM0～COM9」の場合、「com1」のみは使用不可。「COM123」は使用可。

受付印

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

[illegible]

変更理由	1 名称変更 2 所在地変更（登記簿変更有） 3 送付先変更（登記簿変更無） 4 合併 → （ 名 称： 5 その他（ ） （ 指定番号： ）と合併 なお、指定番号は今後[]を使用する。	変更年月日	年 月 日
事 項	変 更 前	変 更 後	
フリガナ			
所 在 地 (住 所)	〒	〒	
フリガナ			
方 書 (ビル名・階数等)			
フリガナ			
名 称 (氏 名)			
電 話	()	()	
備 考			

※所在地・方書・名称には誤読をさけるため必ず**フリガナ**を記入してください。

※合併等により指定番号が変更となる給与所得者がいる場合は、本書に加えて給与所得者異動届出書を提出してください。

三重県内全市町共通様式

三重県内の他市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正して、提出先の市町名を記載してください。

過納付となった市民税・県民税・森林環境税に関する届出書

この届出書は、税額変更等により過納付となった市税の処理方法についてご連絡いただくためのものです。必要事項をご記入の上、下記の宛先にご提出ください。

1 事業所名等

指定番号	
住 所 (所在地)	(〒 -)
事業所名	
連絡先電話番号	() -
担当者氏名	

2 過納付となった市税の処理方法 (次のひとつに○印をつけてください。)

過納付となった金額と月 : (月～ 月分) _____ 円	
	(1) 次回以降の納付分での調整 ※調整予定月 ____月分 (____月 ____日納期分)
	(2) 会社の口座へ還付 (下記口座記入欄へ口座をご記入ください。)
	(3) 従業員個人の口座へ還付 (下記口座記入欄へ口座をご記入ください。)

3 振込希望口座 (上記2で②及び③の場合にご記入ください。)

金融 機関名	銀行 信用金庫 農協													本店 支店 出張所		
種目	普通 ・ 当座						口座番号									
ゆうちょ 銀行の場合	記号						番号									
フリガナ																
名義人																

◆提出先

〒514-8611
三重県津市西丸之内23番1号
津市政策財務部 収税課 整理担当
(電話059-229-3135)
(FAX059-229-3331)

※使用する場合はコピーをしてご利用ください。

郵便局の指定について

年 月 日

- 1 特別徴収税額の納入に三重・愛知・岐阜・静岡県以外のゆうちょ銀行及び郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に、利用するゆうちょ銀行・郵便局名及び日付を記入し、当初納入する際に郵便局に提出してください。

ゆうちょ銀行長 様

郵便局長 様

津 市 長

(公印省略)

- 2 前年度の指定郵便局は本年度も引き続き利用できますから、提出の必要はありません。

ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

- 3 「指定通知書」を提出した場合は、次葉の「指定通知書の提出について」を津市役所市民税課宛てにお送りください。

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税・県民税及び森林環境税の特別徴収税額の納入取扱局に指定しましたのでご通知します。

許 可 番 号 貯業一第2926番

口 座 番 号 00860-9-960211

加 入 者 名 津市

取りまとめ局 名古屋貯金事務センター

年 月 日

(宛先) 津市長

特別徴収義務者
所在地

名称

特別徴収義務者
指定番号

ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書の提出について

次のゆうちょ銀行・郵便局を市民税・県民税及び森林環境税特別徴収税額の納入取扱局として指定通知書を提出しましたので通知します。

所在地	
名称	ゆうちょ銀行 郵便局

第 号 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(注意)

1 この申請の要件である給与の支払を受ける者の人数が「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期などにおいて臨時に雇い入れた者がいるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

2 納期の特例について承認を受けていた事業所は、給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、この旨を速やかに市長に届け出なければなりません。

3 滞納や著しい納入遅延があるような場合については、この特例の承認を取り消す場合があります。

4 前年度に納期の特例の承認を受けていた事業所にあって、本年度も引き続き納期の特例の承認を受けたい場合、自動継続されますので、申請の必要はありません。

年 月 日 (宛先) 津 市 長	申 請 者	氏名又は法人の 名称及び代表者 氏 名													特別徴収義務者指定番号	
		住所又は所在地	〒												電話番号	
		法人番号													担当者名	
地方税法第321条の5の2及び市・町税条例等の規定による特別徴収税額の納期の特例について、承認を受けたいので申請します。																
特例の適用を受けようとする税額		年 月 (月 日納期分) 以降の納入に係る市(町) 民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額														
申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受けた者の人員及び各月の支払金額(外……は臨時勤務者に係るもの)	年 月	人	円	年 月	人	円										
		外 人	円		外 人	円										
	年 月	人	円	年 月	人	円										
		外 人	円		外 人	円										
	年 月	人	円	年 月	人	円										
		外 人	円		外 人	円										
(1) 現に市税の滞納があり、又は最近において著しい納付もしくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由 (2) 申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日																

※市町記入欄	処理区分	承認	施行	年 月 日	決裁	年 月 日	起案	年 月 日
		却下	名簿記入		徴収簿台帳記入		通知書作成	
	(却下の理由)							

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

三重県内全市町共通様式

年 月 日 (宛先) 津 市 長	届 出 者	名 称 (氏 名)											特別徴収義務者 指 定 番 号	
		所在地 (住 所)											電 話 番 号	
		法人番号												担当者名
津市税条例等の規定により届出をします。														
納期の特例の要件を欠いた理由			1. 給与の支払いを受ける人が常時10人未満でなくなったため 2. 納期の特例の必要がなくなったため 3. その他 ()											
摘 要 及 び 連 絡 事 項														
※市町記入欄	納期の特例の承認の 取消による納期の特例		納期の特例を認めた税額					※備 考 欄						
	月分から 月分までの 納期は 月 日となる。		月分から 月分まで 円											

い。三
。重
宛県
先内
をの
訂他
正市
し町
てに
、提
提出
する
先場
合
のも
市ご
町使
名用
をいた
記載だ
してけ
くださ